

介護保険住宅改修費の支給について

住宅改修費の支給を受けるには、保険者の事前審査が義務づけられています。添付書類を保健福祉課包括支援係まで提出してください。

1 事前審査に提出いただく書類

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修事前承認申請書
- (2) 住宅改修の承諾書
- (3) 住宅改修を必要と認める理由書(その1)(その2)
- (4) 見積書
- (5) 着工前の写真
- (6) 平面図等

※「住宅改修の内容・箇所及び規模」の欄には住宅改修の種類を記載してください。

【種類】 ①手すりの取り付け

②床段差の解消

③滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更

④引き戸等への扉の取り替え

⑤洋式便器等への便器の取り替え

介護保険の対象限度額は20万円(自己負担は費用の1～3割)です。

転居した場合や、要介護度が3段階以上上がった場合は再度利用することができます。

2 改修後に提出いただく書類

(1) 完了報告及び改修費支給申請書

(2) 住宅改修検了書

○改修に要した費用に係る領収書(工事費内訳書を添付)を貼付してください。

・領収書の金額は、介護保険の対象とならない工事費を含めたものでも結構ですが、工事費内訳書により内訳などが分かるようにしてください。

(3) 完成後の状態を確認できる書類

○箇所ごと改修前と改修後の写真(日付の入ったもの)を提出してください。

(4) 工事内訳書

○工事に伴う費用の詳細について、内訳が分かる書類を提出してください。

★ご不明な点は、担当ケアマネジャーまたは保健福祉課包括支援係(33-1120)までお問い合わせください。